

中央小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえない存在であり、子供の健やかな成長は、社会全体の願いである。子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域等、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

(3) いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、学校全体（社会全体）がいじめの起こらない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめの未然防止と早期発見

いじめ問題に係る児童についての情報を集約し、教職員間の迅速な情報共有を推進するとともに児童の心に寄り添う等、いじめ防止推進の中心となるハートフルリーダーを置き、いじめ防止対策のための組織の活性化を図る。

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、ボランティアなどの体験活動を推進し、児童が様々な人々と触れあう中で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

また、教育委員会発行の「生徒指導危機管理の手引き」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行

われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、いじめの早期発見を徹底する観点から、定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、情報モラル教育を進め、児童の意識の向上及び保護者への啓発活動に取り組むとともに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して、状況を把握し、早期発見・早期対応に努める。合わせてチェックリストを実施し早期発見に役立てる。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、児童の事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むこととする。

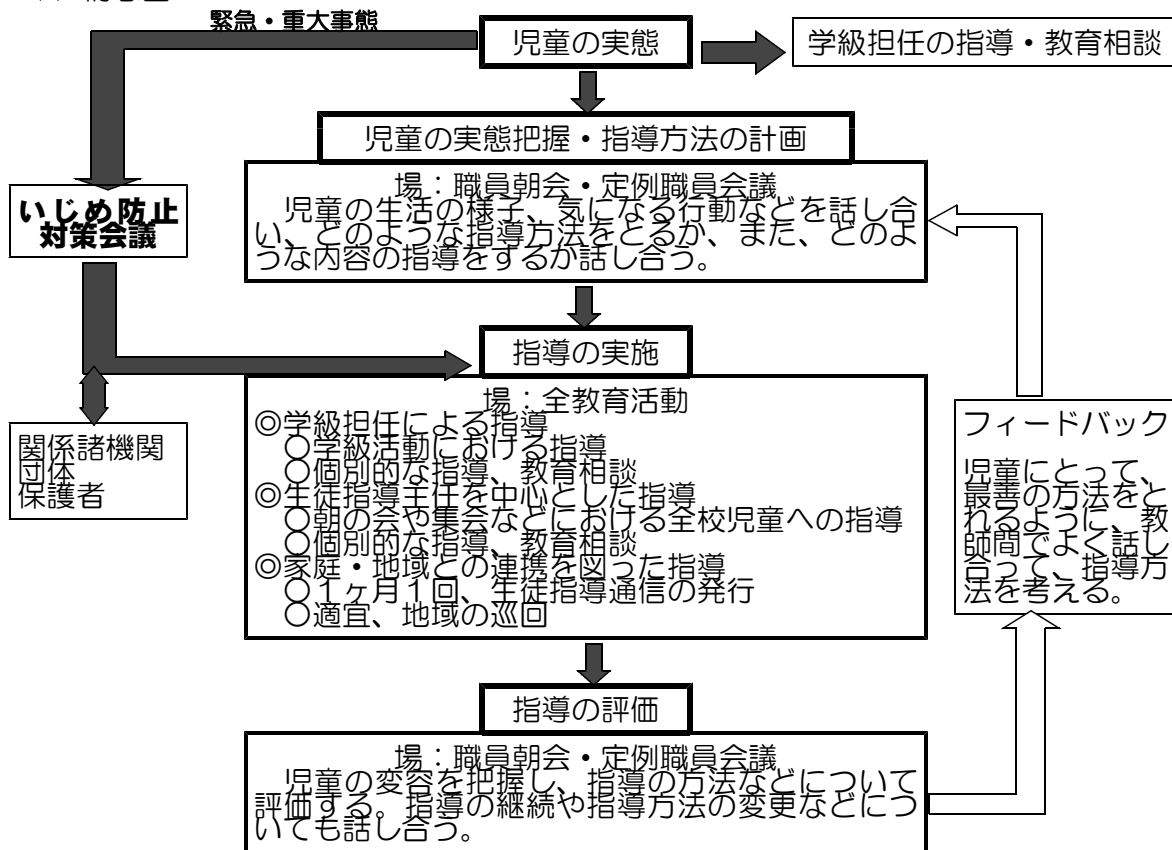
なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 学区教育研究会等の活用

小中連携を目的とした学区教育研究会等を活用し、学校が抱える課題を共有し、組織的、継続的な取組を推進する。

3 いじめ防止のための取組

(1) 構想図



(2) 具体的な取組

①協同指導体制の充実

- ・生徒指導については全職員共通理解のもとに行い、相互の連携を図る。(職員朝会、職員会議、いじめ防止対策委員会)
- ・児童の生活の実態については、その都度情報交換を行い、問題行動を未然に防いだり早期に発見したり対処したりできるようにする。(職員会議・職員朝会)
- ・問題行動の未然防止、早期発見→児童観察、地域・家庭の連絡などから
※早期対処→その日のことはその日に報告・早期対応
家庭への連絡を密に→校長、教頭への報告→同一学年への報告→全体への報告
- ・次学年へのリレーションシップを円滑に行う。
- ・生徒指導個人記録カードの活用

②学年・学級経営の充実

- ・学年の課題を解決する方法や内容については、学年の教師が一致協力して指導する。
(学年会、放課後の話し合いなど ※学級差がないように配慮)
- ・児童との積極的な対話や励ましの機会を多くつくり、信頼関係を確立する。
(授業中、休み時間、放課後など)
- ・児童が自分のよさを自覚したり、存在感や充実感を味わったりできるような場や機会を設け、自己肯定感を確立する。(授業中、朝・帰りの会、係活動など)
- ・学年や学級経営の方針、実践内容や方法などについては定期的に評価し、改善を図る。
(学年・学級経営案の作成・実践・反省、学年会での情報交換と共通理解)

③授業における生徒指導の充実

- ・教師と児童、児童相互の好ましい人間関係をつくり、児童の考えを大切に、認めたり励ましたりしながら一人一人に(個に)応じた指導に努める。
- ・学習する喜びや成就感を味わうことができるようにする。
- ・指導方法の工夫や改善に努め、個人差に応じた指導をし、活動の場を設ける。

④教育相談の充実

- ・児童の悩みや不満を早期に把握し、積極的に教育相談を行う。
早期の把握・・・・・・・・・・・・・日記、日常の言動など
積極的な教育相談・・・・・・・・・・・・・定期、随時
スクールカウンセラーの活用・・・・基本月・水・金曜日
※スクールカウンセラー、校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、家庭との連携を図るとともに、児童がいつでも気軽に相談できるような環境づくりに努める。
- ・保護者と連携・協力し、児童の内面を理解する。
(電話連絡、家庭訪問、参観日など)

⑤特別支援教育の充実

- ・校内特別支援運営会議を実施する。(年3回の定期以外にも必要に応じて随時)
- ・授業中は、少人数指導教師や学習支援員が個別支援にあたる。
- ・協力学級との連携や特別支援学級在籍児童との日常的な交流を密にする。

⑥家庭、地域社会、関係機関、団体などとの連携

- ・家庭や地域社会での児童の様子をきちんと把握し、問題行動を未然に防ぐよう努める。
また、情報交換を密にして対応が遅れないようにする。
(家庭訪問、参観日、電話連絡など)
- ・ふだんから、家庭や地域社会との信頼関係の構築を図ると共に、関係機関や団体との連携を密にしておく。

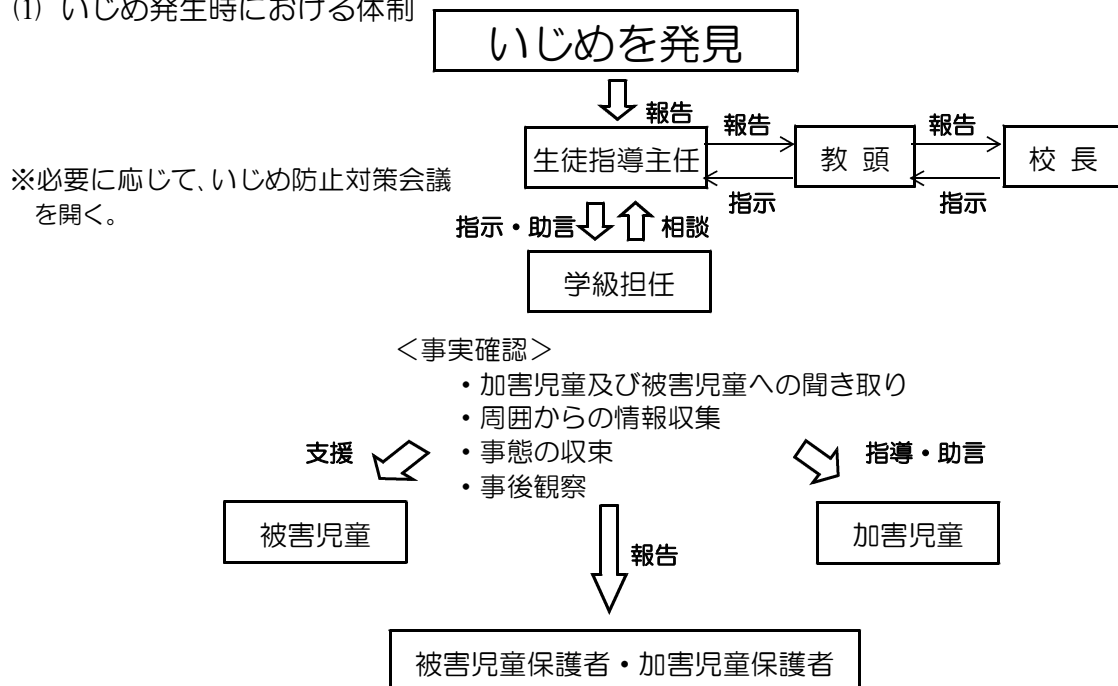
(3) 年間計画 (いじめ防止にかかる取組内容)

期	月	未然防止に向け	早期発見・対応	家庭・地域との連携	反省等
1 学期	4	あいさつ運動 ふれあい集会	アンケート(がんばりカード)実施 第1回対策会議	第1回参観日	分掌会議
	5	あいさつ運動 児童集会	定期教育相談 アンケート実施 第2回対策会議		

	6	あいさつ運動 児童集会 代表委員会	アンケート実施 第3回対策会議	運動会 第2回参観日	
	7	あいさつ運動 児童集会	アンケート実施 第4回対策会議	保護者面談	分掌会議にて 取組評価
2 学期	8	あいさつ運動 生徒指導巡回指導	第5回対策会議 定期教育相談		分掌会議
	9	あいさつ運動 児童集会	アンケート実施 第6回対策会議		
	10	あいさつ運動 児童集会	アンケート実施 第7回対策会議		
	11	あいさつ運動 ふれあい集会 代表委員会	アンケート実施 第8回対策会議	第3回参観日	
	12	あいさつ運動 児童集会	アンケート実施 第9回対策会議		学校評価への 位置づけ
3 学期	1	あいさつ運動 生徒指導巡回指導 児童集会	定期教育相談 アンケート実施 第10回対策会議		分掌会議
	2	あいさつ運動 児童集会 児童会総会	アンケート実施 第11回対策会議	第4回参観日	
	3	あいさつ運動	アンケート実施 第12回対策会議		まとめ

4 いじめへの対処

(1) いじめ発生時における体制



※加害児童の保護者に対し、被害児童の保護者へ謝罪するよう促す。

(2) 重大事態発生時における体制

①重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※いじめ防止対策推進法より

ア「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目し、例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

ウ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

エ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、簡単に、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えず、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかにその旨を教育委員会に報告する。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

(ア) 調査の趣旨

- ・法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。
- ・重大事態が発生した場合、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて教育委員会に指示を仰ぐ。

(イ) 調査主体

- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施していただく。
- ・学校が調査主体となる場合は、教育委員会の指導・支援を仰ぐ。

ウ 調査を行うための組織について

(ア) 教育委員会が、調査の主体となる場合は、専門委員会が調査を行う。

(イ) 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、学校いじめ対策会議を母体とし、必要に応じて、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア) 調査の在り方

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する

必要がある。

- ・本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。
- ・重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校及び教育委員会にとってたとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実をしっかり向き合い、再発防止に努める。

(イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の調査

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(ウ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合の調査

- ・児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。

オ 自殺の背景調査の実施

(ア) 調査の在り方

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・本調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構することを旨とし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の(イ)の事項に留意する。

(イ) 自殺の背景調査における留意事項

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく必要がある。
- ・背景調査は、教育委員会が主体となって、専門委員会が行う。その際、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査の一部を行う場合、情報の提供について、教育委員会から必要な指導及び支援を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適

切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があるとなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払う。

カ その他留意事項

（ア）法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全体の事実関係が明確にされたとは限らないことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置によって、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

（イ）重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がることから、学校及び教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

③調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（ア）教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

（イ）これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならず、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（ウ）アンケート調査を実施する場合は、事前に調査対象となる児童やその保護者に対し、その結果をいじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを説明する等の措置が必要であることを留意する。

（エ）学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて、教育委員会から必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、速やかに教育委員会に報告する。

重大事態を発見



いじめ防止対策委員会

【構成メンバー】 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、市教育委員会、その他

事実確認調査

「誰が、誰に」

情報収集

「誰が、誰から」

情報提供

「誰が、誰に」

説明責任

○「だれが、どう動くか」を決定・確認し、全職員が迅速に動く。

○情報の一本化を図る。

○窓口の一本化を図る。

○いじめの広がりを防ぐ。

報道機関への対応

・教育委員会と連携

〈児童への指導・援助〉

校内サポートチーム

【構成メンバー】 全教職員、スクールカウンセラー、PTA役員

〈基本姿勢〉

いじめられた児童・保護者に対して

『あなたは悪くない』

- ・身柄の安全確保
- ・絶対に守る
- ・安心して告白を

いじめた児童・保護者に対して

『いじめは絶対許されない』
(出席停止も視野に入れる)

- ・理由・事実確認
- ・謝罪を促す

周囲の児童に対して

『不安の解消』

- ・聞き取り調査
- ・メンタルケア



〈情報共有・対策検討〉

各担任

児童

保護者

地域

関係機関(警察等)

(3) 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】	
○教職員による発見（校内巡視等）	○スクールカウンセラー等相談員による発見
○アンケート調査による発見	○地域住民等からの訴え
○本人からの訴え	○学校以外の関係機関からの情報
○本人を除く児童からの情報	○児童の保護者からの情報
*いじめ通報の窓口（主に教頭・生指主任・学担・養教・カウンセラー）	

【いじめの報告】いじめ対策会議の開催 ○把握者→学級担任→生徒指導主任→教頭→校長
--

【事実確認・方針決定】いじめ対策会議での協議			
○事実関係の把握	○いじめ認知の判断	○指導方針の確認	○個別指導の検討
○役割分担（対応チーム）	○全教職員による共通理解の形成	○関係機関との連携	

【いじめへの対処】（いじめ対策会議による対処）	
○いじめを受けた児童への支援	○いじめを行った児童への指導
○周囲の児童への働きかけ	○いじめを受けた児童の保護者への支援
○教育委員会への報告	○いじめを行った児童の保護者への支援
○関係機関への相談	○いじめ解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	<input type="checkbox"/> いじめから徹底して守る。 <input type="checkbox"/> 安全確保のための巡視体制を強化する。 <input type="checkbox"/> 3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、こころのケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> 他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対許されない行為であることを自覚させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことがないよう支援する。	<input type="checkbox"/> 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題としてとらえ、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	<input type="checkbox"/> いじめに関する事実経過を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	<input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

再発防止に向けた取組		
○原因の詳細な分析 ・事実の整理、指導方針の再確認 ・必要に応じて外部の専門家等による助言 ○学校体制の改善・充実 ・生徒指導体制の点検、改善 ・教育相談体制の強化 ・児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善充実 ・児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年学級経営の見直し ・豊かな心を育てる指導の工夫 ・分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を育てる指導など、授業改善の取組	○家庭・地域との連携強化 ・教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ・PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の育成

いじめ早期発見のためのチェックリスト

<いじめが起こりやすい・起こっている集団>

- 朝いつもだれかの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けて特定の子が残る
- 班にすると机と机の間にすきまがある
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子供

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制のときに孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子供にあげる
- 他の子供の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 服に靴の跡がついている
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 部活動を休むことが多くなりやめると言い出す
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け入れない
- グループで行動し、他の子供に指示を出す
- 他の子供に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう

いじめ問題への取組についてのチェックポイント

ア（できている）イ（おおむねできている）ウ（あまりできていない）エ（できていない）

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			ア	イ	ウ	エ
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決にあたっている。				
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について職員会議などの場で取りあげ、教職員間の共通理解を図っている。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく学校全体で対応する体制が確立している。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行動であるという認識を持って指導にあたっている。				
	5	道徳や学級活動・児童会活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導及び助言を行っている。				
	6	教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることが無いよう細心の注意を払っている。				
	7	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導の他、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことにしている。				
	8	いじめられる児童に対しては、心のケアや区域外通学など弾力的措置を講じ、いじめから児童を守り通すための対応を行うことにしている。				
早期発見・早期対応	9	いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。				
	10	日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係づくりに努めている。				
	11	児童が発する危険信号を見逃さないために、児童の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めている。				
	12	スクールカウンセラーや養護教諭・他の職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めている。				
	13	いじめの情報提供があったとき、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく問題に対応している。				
	14	学校として、いじめ解決のため教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて教育センター等関係機関との連携を行っている。				
	15	児童のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできる教育相談体制が整備されている。				
16	教育相談について保護者にも理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制になっている。					
家庭・地域との連携	17	児童の個人情報について適切に管理され取り扱われている。				
	18	学校便り等を通じて学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いている。				
	19	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく家庭との連携を密にして解決にあたっている。				
	20	学校とPTA、地域の関係機関等がいじめの問題について協議する機関を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進している。				